

第2章

育み学ぶ元気なまち ～ともに育み生涯学ぼう～

子育て・教育

2-1-1	子育て環境・体制の整備、支援	58
2-1-2	保育環境の充実	60
2-1-3	家庭と地域による子供の健全育成の推進	62
2-2-1	学校教育環境の充実	64
2-2-2	子供の力をのばす教育	66
2-3-1	生涯学習の推進	68
2-3-2	歴史資産の保護・活用	70
2-3-3	スポーツの振興と環境の充実	72

子育て環境・体制の整備、支援

目指す姿 希望を持って、安心して子供を生み育てることができるまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
子育て環境・体制の整備、支援について満足している人の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、子育て環境・体制の整備、支援サービスの充足度合いを測る指標	39.6%	45.0%
子育てに不安を感じている家庭の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した子供を養育している市民の割合で、子育て世帯への支援と周知活動の成果を測る指標	59.5%	50.0%以下
乳幼児健診受診率	乳幼児健診対象者のうち、実際に受診した子供の割合で、乳幼児の健康管理が行えているかを測る指標	96.0% (2021年)	97.0%
ファミリーサポートセンター※1利用者数	ファミリーサポートセンターの年間利用者で、地域における子育て支援体制が進んでいるかを測る指標	627人 (2021年)	650人

現状

- 国では、子供に関する取組や政策を国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こども基本法」や「こども家庭庁設置法」が2022(令和4)年6月に成立し、2023(令和5)年4月に、こども家庭庁が発足します。これらに伴い、市町村においても、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や事業の拡充が求められています。
- 2022(令和4)年6月に「児童福祉法」が改正され、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされています。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まり、子育てに不安を抱えた家庭が増加しています。本市においても、2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、約半数の方が子育てに不安を感じており、妊娠・出産・子育てに対する不安や負担を軽減する取組が求められています。
- 本市の児童虐待の相談受件数は増加傾向にあり、特に心理的虐待が増加傾向にあるため、関係機関や地域との連携を強化し、子供とその家庭を見守る体制の充実が求められています。
- 母子保健施策を通じた虐待の発生予防や早期発見が母子保健法上明記され、児童虐待防止対策をより一層強化することが求められています。

主な取組

- 子育て世代包括支援センターの開設 [2018(平成30)年度]
- 産後ケア事業の開始 [2019(令和元)年度～]
- 子ども家庭総合支援拠点の開設 [2021(令和3)年度]
- 育児用品支給事業の開始 [2021(令和3)年度～]
- 子どもを暴力から守るプログラムの開始 [2022(令和4)年度～]

個別計画

- ・ 子ども・子育て支援事業計画 2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
- ・ 健康増進計画 2018(平成30)年度～2023(令和5)年度
- ・ 地域福祉計画 2023(令和5)年度～2027(令和9)年度

用語説明

※1 ファミリーサポートセンター

市町村などで設立運営している組織であり、仕事・家庭・育児の両立を支援するため、子育ての支援を行いたい人を会員として登録し、有償ボランティアにて相互援助する組織。



課題

- 安心して子供を育てることができる支援の充実が必要です。
- 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための体制の充実が必要です。
- 子育て世帯への経済的負担の軽減が必要です。

主な取組方針

方針
1

安心して子供を産み育てることができる支援の充実

- 多様化するライフスタイルや就労形態に対応したきめ細やかな支援を目指して、子育て支援サービスの充実に取り組みます。
- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の連携を強化し、さまざまな職種による包括的な支援体制づくりに取り組みます。
- 妊産婦や子育て世帯の孤立感や負担感を軽減するため、妊娠期から子育て期まで切れ目なく寄り添って行う伴走型支援に取り組みます。また、地域での子育て支援活動の充実に取り組みます。
- 子育て世帯が適切な支援を受けられるように、子育て支援サービスの内容や制度について周知に取り組みます。

方針
2

児童虐待防止対策の強化

- 子ども家庭総合支援拠点の体制充実を図り、関係機関や地域との連携を深め、児童虐待の発生予防や早期発見に取り組みます。
- 地域全体の人々に児童虐待問題への関心と理解を持ってもらえるように、啓発に取り組みます。
- 子供が虐待などの暴力に対してSOSを出す力や、自分自身の心身を守る力を付けていく取組を行います。

方針
3

子育て世帯への経済的負担の軽減

- 経済的負担が子育ての障害とならないように、各種手当の適切な支給に取り組みます。
- 低所得妊婦の経済的負担を軽減するため、妊婦健診費用助成の充実に取り組みます。
- 出産後の経済的負担を軽減するため、給付金や育児用品の支給に取り組みます。

協働

- 市民の皆さまに取り組んで欲しいこと
- 子供の育ち・子育てを見守ります。
 - 子育て活動に積極的に参加します。

保育環境の充実

目指す姿

保育施設や保育サービスの充実を通して、保護者が仕事と子育ての両立を実現できるとともに、子供たちが保育所などでいきいきと過ごすことができるまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
保育所待機児童数	保育が必要な児童の受入体制の整備状況を測る指標	0人	0人
低年齢児受入割合	全入所児童に占める低年齢児(0～2歳児)の割合で、低年齢児の受入体制の整備状況を測る指標	29.9% (2021年)	35.0%
病児保育※1施設数	市内で病児保育を実施する施設数で、多様な保育サービスを提供する環境の整備状況を測る指標	2か所	3か所
放課後児童クラブ待機児童数	保育が必要な児童の受入体制の整備状況を測る指標	29人	0人

現状

- 全国的に核家族や子育てと仕事の両立を希望する家庭が増える中、保育ニーズは高まっています。また、近年の社会経済情勢やライフスタイルの変化によって、保育ニーズは多様化しています。そうした中、本市においては、保育所の入所児童数の推移はやや減少傾向ですが、共働き世帯の増加や出産後すぐに働く女性が増加しており、特に3歳未満の低年齢児の入所の希望は増加傾向にあります。
- 多様化する保育ニーズに対応するとともに、保育に関する専門性を向上させるため、保育士・支援員の資質向上が求められています。
- 本市の公立保育所は建築後40年を超える施設が大半であり、耐震基準は満たしているものの、老朽化が進行し、修繕費などが年々増加している状況です。施設の適切な維持管理を行うとともに、将来に向けた公立保育所の再編・再配置の検討が必要です。
- 小学校の児童数は減少傾向にある一方で、子育てと仕事の両立を希望する家庭が増えているなどの要因により、放課後児童クラブ(学童保育)の入所児童数は横ばいで推移しています。

これまでの主な取組

- 池田小学校の放課後児童クラブ施設の更新完了 [2018(平成30)年度]
- 粉河地区における保育所再編の完了 [2019(令和元)年度]
- 粉河保育園・名手保育園にて病児保育事業の開始 [2019(令和元)年度～]
- 田中小学校の放課後児童クラブ施設の更新完了 [2020(令和2)年度]
- 保育所における待機児童ゼロを継続中

関連する個別計画

- ・ 子ども・子育て支援事業計画 2020(令和2)年度～2024(令和6)年度

用語説明

※1 病児保育

児童が体調不良となった場合に、専用の保育施設で看護師などが見守りを行う事業。

課題



- 低年齢児保育などの多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育所の再編・再配置が必要です。
- 保育所と放課後児童クラブの適切な維持管理や施設の老朽化対策など保育サービスの向上につながる環境整備を図る必要があります。
- 保育士と放課後児童クラブにおける支援員の確保と資質向上を図る必要があります。
- 保育所は引き続き待機児童が出ないようにするとともに、放課後児童クラブでは待機児童の解消を目指した保育環境の整備を図る必要があります。
- 安定的な放課後児童クラブの運営や保護者・支援員の負担軽減のため、運営方法の見直しを図る必要があります。

主な取組方針



方針 1

公立保育所の再編

- 保育ニーズの高い低年齢児の受入体制を充実させるため、打田地区・貴志川地区の公立保育所再編に取り組みます。

方針 2

保育サービスの充実

- 子供たちがいきいきと過ごすことができる保育環境づくりと、保育所と放課後児童クラブにおいて待機児童が出ないことを目指し、保育士・支援員の確保に取り組みます。また、研修などを通して、保育士と支援員の資質向上に取り組みます。
- 多様な保育ニーズに対応するため、病児保育の実施など保育サービスの充実に取り組みます。
- 保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所において引き続き延長保育事業に取り組みます。
- 安定的な放課後児童クラブ運営や保護者・支援員の負担軽減のため、法人への運営委託を進めます。

方針 3

保育施設の整備、充実

- 保育所と放課後児童クラブの適切な維持管理や老朽化対策など、保育サービスの向上につながる環境整備に取り組みます。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 多様な保育サービスを利用し、子育てと仕事の両立を目指します。



▲ 放課後児童クラブ「あいのひら」(紀の川市南中)



▲ 放課後児童クラブ「太陽の子」(紀の川市打田)

家庭と地域による子供の健全育成の推進

目指す姿 家庭と地域で子供を見守り育てるという意識を持ち、子供が安全・安心・健やかに過ごせるまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
共育コミュニティボランティア活動人数	地域社会全体で青少年を見守り育てるためのスタッフが充実しているかを測る指標	12,039人 (2021年)	12,300人
居場所づくり事業への参加者数	居場所づくり事業への参加者数で、安全・安心な子供の居場所を設け、地域の協力を得て学習習慣などを身につける支援が行われているかを測る指標	1,561人 (2021年)	2,000人
家族で協力しながら子供の教育ができていると回答した市民の割合	市民意識調査で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合で、家庭教育の取組が推進できているかを測る指標	72.7%	75.0%
図書館での読み聞かせイベントへの参加者数	図書館での読み聞かせイベントへの参加者で、読書を通じ、愛着形成を育む支援が行われているかを測る指標	238人	900人

- 核家族化や地域社会のつながりの希薄化などを背景として、身近な人から子育ての仕方を学ぶ機会が減ることで、家庭教育が困難な家庭の存在が指摘されています。家庭教育は、基本的な生活習慣や生活能力などを身につけていくものであり、子供の生きる力を育む根幹となる役割を果たすなど、その重要性は高くなっています。
- 本市では、家庭教育支援として、出産を控える家族を対象とした「プレパパ・プレママ個別教室」を開催し、基本的な知識の習得の支援を行っています。また、乳幼児健診時に絵本をプレゼントする「ブックファースト事業」を実施し、読書を通じた家族のふれあいづくりを推進しています。
- 青少年の非行や軽犯罪が減少傾向にある一方で、スマートフォンなどの普及により、インターネットを介したトラブルが問題視されています。本市においては、こうしたトラブルに巻き込まれないよう、児童生徒を対象にした出前講座を開催するなど啓発活動に取り組んでいます。
- 子供を取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校と地域の連携・協働が重要となっています。本市においても、県が推進する「きのくにコミュニティスクール」の構想に基づき、学校運営協議会と共育コミュニティ(地域学校協働活動)が一体となり、学校や家庭、地域が抱えるさまざまな課題の解決に向けた活動を行っています。
- 青少年の心と体の健全な育成を促し、自主性・社会性を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や交流活動を推進することにより、青少年の健全育成を図っています。

現状

主な取組

- 田中小学校区における地域と学校の連携による見守り活動の開始 [2021(令和3)年度～]
- 貴志川地区における子どもの居場所づくり事業への支援の開始 [2021(令和3)年度～]
- 読み聞かせボランティア等合同研修会を開催 [2021(令和3)年度]
- 共育コミュニティ活動における子供向け公民館講座の開設 [2022(令和4)年度～]

個別計画

- ・教育大綱 2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
- ・生涯学習推進計画 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度

課題



- 学校と地域が連携した子供の成長を支える取組の充実が必要です。
- 子供が犯罪やトラブルに巻き込まれないようにする対策が必要です。
- 家庭教育の重要性や役割を保護者に対して啓発し、理解を進める必要があります。
- 放課後一人で過ごさなければならない子供に対する学習支援や大人との交流活動ができる環境づくりが必要です。

主な取組方針



方針
1

共育コミュニティの推進

- 学校を核とした地域づくりを推進することで、地域の大人が地域の子供を見守り育てる活動を活発化させます。
- 放課後一人で過ごさなければならない子供のため、安全・安心な居場所づくりを地域の協力を得ながら進めることで、学習支援や大人との交流ができる機会を継続的・定期的に提供します。

方針
2

子供の安全確保と環境の整備

- 学校や家庭、地域などと連携して、街頭補導や児童生徒の登下校時の早朝・夕刻パトロールを実施します。
- 子供を取り巻く有害環境の浄化を目指し、スマートフォンなどの情報端末やインターネット・SNS を安全・適切に利用するための環境を整備します。

方針
3

地域との交流・活動の推進

- 青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけるための支援を実施します。また、それらの取組を通して、地域の将来を支える人材を育成します。
- 子ども会が実施する集団活動や地域活動などを通して、子供たちの生きる力を育み、地域の教育力を高める活動を支援します。
- 青少年育成市民会議や青少年健全育成推進協議会などの関係団体と連携し、地域の子供たちの見守り活動や地域での体験学習を実施します。

方針
4

家庭教育支援の推進

- 乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない家庭教育支援の推進を図るため、関係各課の連携による推進体制の構築を進めます。
- 保育所や小・中学校などとの連携を強化し、家庭教育の必要性を周知するとともに、保護者を対象とした講座の開催などを通して、基本的な生活習慣や生活能力の育成につながる学習機会の創出を図ります。
- 子供と愛情にあふれた豊かな時間を過ごすきっかけづくりのため、家族そろっての読書を推進します。
- 家庭教育の基礎となる要素を学ぶことができる取組を推進します。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 子供の見守りを行います。
- 家庭教育の重要性を意識します。

学校教育環境の充実

目指す姿 安全・安心で、快適な教育環境が整っているまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
小・中学校の特別教室への空調設備設置率	特別教室における児童生徒・教員の学習環境がどれだけ改善されたかを測る指標	79.1%	100.0%
不登校児童生徒の出現率 (小学校・中学校での千人当たりの不登校児童生徒数)	全児童生徒のうち、不登校児童生徒数の割合(千人当たり)で、不登校児童生徒に対する支援の成果を測る指標	22.3人 (2021年)	17.0人
学校施設等長寿命化計画に基づく工事進捗率	学校施設等長寿命化計画の対象となる施設において、整備が完了した割合で、学校施設の長寿命化状況を測る指標	0.5% (2021年)	12.1%
「学校に行くのは楽しい」と思う児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「学校に行くのは楽しい」「どちらかといえば楽しい」と回答した小6児童・中3生徒の割合で、学校教育への親近感や魅力度を測る指標	児童 91.1% 生徒 88.1%	児童 94.0% 生徒 91.0%

現状

- 本市の学校施設における構造体の耐震化は完了しており、現在は、老朽化が進んでいる学校施設の安全性を高めるため、2021(令和3)年3月策定の「学校施設等長寿命化計画」に基づき、整備を進めています。
- 本市では、児童生徒の減少により、小規模校^{※1}や過小規模校^{※2}が増加しており、適正規模・適正配置を推進する必要があるため、2021(令和3)年度に外部有識者で構成する「適正規模適正配置検討委員会」を設立し、意見を伺いながら「紀の川市立学校適正規模適正配置基本計画」の策定を進めています。
- 不登校の原因が複雑化・多様化しており、特に近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う通学の制限などによる生活リズムの乱れによって、全国的に不登校児童生徒の出現率は増加傾向にあります。本市においても、不登校児童生徒の出現率は増加していますが、教育相談体制や適応指導教室^{※3}の充実を図ること、多様な教育問題の解決に努めています。
- 本市において、経済的理由により支援が必要な就学援助費受給児童生徒数の割合は、増加傾向にあります。教育の機会均等や学びの保障の観点から、就学に必要な支援を実施しています。
- 地場産食材を優先的に活用し、安全・安心な学校給食の提供に努めるとともに、給食費の無償化を2022(令和4)年度より行っています。
- 安全・安心な通学環境づくりのため、「通学路交通安全プログラム^{※4}」に基づく危険箇所への対応や、学校と地域の連携による登下校時の見守り活動、遠距離通学対策としてスクールバスの運行を行っています。

主な取組

- 荒川中学校の校舎改築工事の完了 [2019(令和元)年度]
- 適応指導教室の開設時間の拡充 [2021(令和3)年度～]
- 指定避難所となる中学校屋内運動場への空調整備 [2021(令和3)～2022(令和4)年度]

関連する個別計画

- ・教育大綱 2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
- ・学校適正規模・適正配置基本方針 2009(平成21)年度～
- ・学校施設等長寿命化計画 2021(令和3)年度～2060(令和42)年度

用語説明

- ※1 小規模校
小学校、中学校ともに学級数が6～11の学校のこと。
- ※2 過小規模校
小学校、中学校ともに学級数が1～5の学校のこと。
- ※3 適応指導教室
不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善などのための指導を行う教室(通称：ほほえみ)。

課題

- 老朽化が進んでいる学校施設の大規模改造や長寿命化を図るとともに、利用者に優しく快適な教育環境の整備を推進する必要があります。
- 児童生徒の減少に対応するため、適正規模・適正配置を踏まえた学校の再編が必要です。
- 複雑化・多様化する不登校などの問題解決に向けた取組を推進する必要があります。
- 一人一人の特性に合った学びの機会を提供できる多様な教育環境づくりが必要です。

主な取組方針

方針1 安全・安心で快適な学校施設の充実

- 学校施設が安全で快適に利用できるよう、大規模改造や長寿命化を計画的に進めていきます。
- 計画的に特別教室への空調設備を整備し、快適な教育環境の整備を進めます。

方針2 学校の適正規模適正配置の推進

- 学校規模による児童生徒の教育環境や条件に不均衡を生じさせないよう、具体的な学校再編に向けた取組を計画的に推進します。
- 学校再編などにより新たに発生する通学困難地域の児童の効率的で安全な通学手段の検討をします。

方針3 安全な通学環境の整備

- 国や県、警察などの関係機関と連携し、通学路における点検の実施や危険箇所の情報の共有を行うとともに、通学時の安全確保に向けた取組を推進します。
- 歩道が設置できない通学路には、グリーンベルトの設置を関係各課と進めます。
- 校門を通過した小学3年生までの児童の情報について、希望する保護者などへ無償で配信します。

方針4 一人一人に応じた学びの機会の保障

- 教育相談員^{※5}や適応指導教室などの教育相談体制の充実を図るとともに、学校や保護者、関係機関との連携を強化することで、不登校児童生徒の学びの機会を保障します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、特別支援教育支援員の配置や施設環境の整備を実施します。
- 経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して、適切な就学援助を実施します。

方針5 学校給食の充実

- 地場産の食材や有機野菜を可能な限り活用した安全・安心な給食を提供します。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 登下校時の見守りに参加します。
- 学校を大切に使う意識・マナーを高めます。

※4 通学路交通安全プログラム

児童生徒が安全に通学できるように通学路を管理する関係機関が連携し、通学路の合同点検・対策実施・対策効果把握・対策改善を継続的に行う通学路の安全確保に関する取組の方針。

※5 教育相談員

児童生徒へのカウンセリングや保護者からの相談を受けたり、学校への助言や支援などを行ったりする相談員。

子供の力をのばす教育

目指す姿 学校・家庭・地域が連携し、児童生徒が「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」を身につけることができるまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
全国学力・学習状況調査(小6・中3)の国語・算数(数学)の全国平均正答率との差	全国学力・学習状況調査における国語・算数(数学)の平均正答率と全国平均正答率の差で、特色ある教育の推進により、学力が向上しているかを測る指標	小6 ▲0.9% 中3 ▲4.2%	小6 0.0% 中3 0.0%
小・中学校における図書貸出冊数	図書の貸出冊数が増えることにより、読書活動が活発に行われているかを測る指標	1.1冊 (2021年)	1.6冊
課業日におけるタブレットを活用した日の割合	ICT 機器を活用した授業の実施が進んでいるかを測る指標	58.7% (2021年)	100.0%
全国体力・運動能力等調査(小5・中2)の体力合計点の全国平均との差	児童生徒の体力や運動能力が向上しているかを測る指標	小5 ▲0.08点 中2 0.83点	小5 1.50点 中2 1.00点

- 2017(平成 29)年 3 月に改訂された学習指導要領では、子供たちの知・徳・体にわたる「生きる力」を育むため、子供たちに求められる資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進していくことなどが示されています。
- 国において、2019(令和元)年度に「多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する」という GIGAスクール構想が示されました。本市においても、ICTを活用した授業改善を推進しています。
- 近年、団塊の世代の一斉退職、若手教員の大量採用により、教員の年齢構成や経験年数に不均衡が生まれているため、本市では「若手教員の育成」や「ミドルリーダーの育成」のための研修や取組の充実を図っています。
- 本市では、学校運営協議会が全ての学校に設置されており、教員や保護者、地域が一体となって学校経営に参画し、「開かれた学校づくり」に取り組んでいます。
- 児童生徒の感性豊かな心を育てるため、体験学習の推進や学校図書館の充実を図っています。また、各校の体力アッププランやスポーツテストの結果をもとに、児童生徒の体力アップを支援しています。
- 国においては、望ましい部活動の適正化を目指し、休日の部活動の段階的な地域移行を進めています。本市の中学校では、生徒数の減少により部活動の維持が困難となっていることから、持続可能な部活動のあり方として地域移行を検討しています。

現状

主な取組

- GIGA スクール構想の実現に向けた学習用端末・情報通信基盤の整備 [2020(令和 2)年度]
- ICT 支援員の配置を開始 [2020(令和 2)年度]
- 全ての小・中学校に学校司書を配置 [2021(令和 3)年度]
- 教員の校務を支援するシステムの導入完了 [2021(令和 3)年度]

個別計画

- ・ 教育大綱 2023(令和 5)年度～ 2026(令和 8)年度

用語説明

※1 紀の川スタンダード

保・幼と小学校との円滑な接続を図るためのカリキュラム。5 歳児、入学児、1 年生の 3 つの時期において、「生活する力」「かかわる力」「学びの力」の身につけておきたい力を記している。

※2 スタートカリキュラム

小学校へ入学した子供が、保育所・幼稚園・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、新しい学校生活に慣れていくためのカリキュラム。遊びや体操、歌などを小学校生活スタート時期に取り入れる取組。

課題

- 教員の資質向上や授業改善に取り組む必要があります。
- 語彙（ごい）の拡充や表現力・読解力の向上をはじめとした児童生徒の基礎学力の定着を図る必要があります。
- 教職員の本来の業務である児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、組織マネジメントを行うとともに働き方改革を推進する必要があります。

主な取組方針

方針
1

「確かな学力」の向上と「豊かな心」・「たくましい体」の育成

- 1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と、学び合いによる「協働的な学び」を一体的に推進します。
- 読書活動の充実と語彙の拡充や表現力・読解力の向上のため、学校司書を活用した学校図書館の充実を図ります。
- 英語教育の充実を図るため、ALT（外国語指導助手）の配置や小学校に専科教員などを配置します。
- 豊かな心を育むため、家庭や地域と連携して、さまざまな体験活動・教育活動の充実を図ります。
- 体力向上のため、学校保健活動や体育的活動などの取組を推進します。
- 食の大切さを学ぶ食育を推進し、地産地消による郷土愛の醸成を図ります。
- 部活動の機会を保障するため、国の動向に注視しながら地域への移行を推進します。

方針
2

教員の知識・技能の向上

- 教師力・授業力の向上のための研修を実施し、資質・能力の向上を目指します。また、若手教員やミドルリーダーの育成に努めます。
- ICTを活用した分かりやすい授業を実現するための研修体制を強化するとともに、ICT活用スキルの向上を目指したICT支援員を配置します。

方針
3

特別支援教育の充実

- 就学前や小・中学校で特別な支援が必要な児童生徒に対して、個別的教育支援計画（つなぎ愛シート）を作成するとともに、関係機関と連携を図り、一人一人の教育的ニーズに寄り添った切れ目のない支援を実施します。

方針
4

幼児教育と小学校教育の連携

- 学びの連続性・一貫性を確保するため、「紀の川スタンダード※1」や「スタートカリキュラム※2」を活用し、関係各課や保育所、幼稚園などと連携を図り、幼児期から小学校へのスムーズな接続への取組を進めます。

方針
5

学校運営協議会の充実

- 地域住民や保護者、教職員などで構成される学校運営協議会の意見を学校運営に積極的に反映し、地域と一体となった特色ある学校づくりに努めます。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 学校教育に対する関心・理解を深めます。
- 学校行事に積極的に参加・協力します。

生涯学習の推進

目指す姿 生涯にわたり自ら学びながら心豊かな人間性を培い、人と人を結び調和のとれた明るく活力あるまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
市民1人当たりの年間図書貸出冊数	年間の市民1人当たりの図書貸出冊数で、図書館における蔵書の充実度を測る指標	4.7冊 (2021年)	5.0冊
図書館利用者数	市立図書館の利用者数で、図書館におけるサービスの充実度を測る指標	46,958人 (2021年)	80,000人
生涯学習に取り組む環境が整備されていると感じている市民の割合	市民意識調査で「整備されている」「どちらかといえば、整備されている」と回答した市民の割合で、生涯学習に取り組む環境の充実度を測る指標	42.5%	50.0%
自主的な学習に取り組んでいる市民の割合	市民意識調査で「取り組んでいる」「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した市民の割合で、市民の生涯学習への取組状況を測るための指標	30.6%	35.0%

現状

- 心の豊かさや生きがいのための学習需要の増加、地域でのコミュニケーションの低下などの社会背景を受けて、生涯学習に対する関心や意識が高まっています。本市では、2007(平成19)年に「生涯学習のまち宣言」を行い、「学ぶ・結ぶ・育む」をスローガンに生涯にわたり自ら学びながら心豊かな人間性を培い、人と人を結び、調和のとれた明るく活力ある紀の川市を育むことを目指し、市民の生涯学習の取組を推進しています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると42.5%の人が生涯学習に取り組む環境が整っていると感じますが、実際に趣味のサークル活動や自主的な学習に取り組んでいる人は30.6%という状況です。
- 市内文化ホールなどを中心として、あらゆる世代の市民が優れた文化芸術に触れる機会を提供するためさまざまな文化芸術事業の開催に努めています。また、文化協会をはじめとした関係団体と連携し、地域の文化振興に寄与する活動を推進しています。
- 公民館講座の開設が少なかった社会的課題をテーマにした講座の積極的な開設に取り組んでいます。
- 図書館に対する市民ニーズは多様化しており、Wi-Fiの設置や自習スペースの増設など環境整備に取り組むとともに、利便性の向上を目指して2022(令和4)年3月より移動図書館の運行を開始しています。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館などにより、利用者数は減少傾向にあります。

主な取組

- 「高齢者向け終活講座」、「高齢者向けスマホ講座」など社会的課題をテーマとした公民館講座の開催 [2021(令和3)年度～]
- 本を耳で聴く「オーディオブックサービス」の開始 [2021(令和3)年度～]
- 障害のある方を対象とした公民館講座の開始 [2022(令和4)年度～]

個別計画

- ・ 教育大綱 2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
- ・ 生涯学習推進計画 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度
- ・ 図書館基本計画 2021(令和3)年度～
- ・ 子供読書活動推進計画 2023(令和5)年度～

課題



- 誰もが生涯学習に取り組みやすい事業や講座の実施が必要です。
- 市民のニーズを的確に捉え、社会的課題などの学習需要にも応えるための事業の実施が必要です。
- 利用者の安全確保のため、施設の適切な維持管理が必要です。
- 誰もが生涯学習施設に訪れやすくなる環境づくりや取組が必要です。
- 多様化する市民ニーズに対応した図書館づくりに取り組む必要があります。

主な取組方針



方針
1

生涯学習機会の提供

- 生涯学習活動のきっかけとなるよう、誰もが気軽に立ち寄ることができる公民館づくりを進めるとともに、市民ニーズや社会的課題に対応した講座の開催や事業を実施します。
- 市民が自主的に生涯学習活動に参加できるよう、SNSの活用など多様な広報を実施します。
- 誰もが生涯学習活動へ参加できる環境づくりを進めるとともに、障害のある方を対象とした講座を引き続き開催します。
- 市民の文化意識が向上し、心豊かに過ごせるよう、質の高い多様な文化芸術に触れる機会の提供を行います。

方針
2

生涯学習を担う人材の育成

- 生涯学習機会の提供を通して、今後の生涯学習活動を担う人材の育成を行います。

方針
3

生涯学習施設の適切な管理

- 利用者の利便性向上を図るため、高齢者、子育て世代、障害のある方など、誰もが利用しやすい生涯学習施設の整備を進めます。
- 利用者が安全に安心して利用できるよう、生涯学習施設の適正な維持管理を行います。

方針
4

図書館の充実

- 市民ニーズを踏まえた蔵書・資料の充実を図るとともに、河北・河南図書館それぞれで特色あるイベントや季節ごとのイベントなどを開催することで、本を媒体として市民が集える空間づくりを進めます。
- 高齢者、子育て世代、障害のある方など、誰もが利用しやすい図書館づくりを進めます。
- デジタル技術を活用した利便性向上につながる取組など、図書館利用者の満足度向上を図ります。
- さらなる読書活動の充実のため、司書の資質・能力の向上を図ります。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 生涯学習への関心を持ちます。
- 図書館サービスを積極的に利用します。

歴史資産の保護・活用

目指す姿 市民が地域の歴史と文化を正しく理解し、文化財が適切に保存・活用されているまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
文化財施設・事業への入館・参加者数	文化財施設(紀伊国分寺跡・歴史民俗資料館・旧名手宿本陣・旧南丘家住宅)への入館者数とイベント参加者の合計で、文化財活用の取組状況を測る指標	13,452人 (2021年)	15,000人
市指定文化財の数	市指定文化財の件数で、市の文化財が適切に保護されているかを測る指標	108件	110件
歴史資産の保存・活用の取組に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、歴史資産の保存・活用の取組が、市民にどの程度満足されているかを測る指標	26.7%	30.0%

現状

- 少子高齢化などに伴い、文化財の保存に携わる担い手が不足しており、個々の地域だけでは保存や継承が困難な状況となっています。また、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組むことが求められていることから、2018(平成30)年6月に「文化財保護法」の一部が改正され、文化財の保存や活用を総合的・計画的に推進する枠組である「文化財保存活用地域計画」の策定が制度化されました。
- 本市においても、文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランである「文化財保存活用地域計画」を定める必要があります。
- 本市には、「紙本著色粉河寺縁起(しほんちゃくしょくこかわでらえんぎ)」「沃懸地螺鈿金銅装神輿(いかげじらでんこんどうそうしんよ)」の国宝2件、「紀伊国分寺跡」「旧名手宿本陣」「旧南丘家住宅」など数多くの重要な文化財があり、それらの保存整備を進めています。また、本市には、未指定の文化財も多くあり、適切な保存が求められています。
- 歴史・文化に親しむ機会を提供するため、定期的に企画展や講演会を開催していますが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業の開催にとどまっています。また、歴史民俗資料館をはじめとした文化財施設の来館者数は、企画展などの活用事業開催期間以外は伸び悩んでいます。
- 2021(令和3)年度実施の市民意識調査によると、本市の文化財・歴史に「興味がある」「どちらかといえば興味がある」と回答した市民の割合は53.6%でした。引き続き、多くの方に興味を持ってもらえる取組の推進が必要です。

主な取組

- 広報紙での継続した文化財の紹介 [2007(平成19)年度～]
- 県指定名勝藤崎弁天の弁天堂保存修理工事の完了 [2021(令和3)年度]
- 国指定史跡旧名手宿本陣第1期保存整備工事の完了 [2022(令和4)年度]

個別計画

- ・ 教育大綱 2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
- ・ 生涯学習推進計画 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度
- ・ 史跡旧名手宿本陣整備基本計画 2016(平成28)年度～2028(令和10)年度

課題



- 地域における文化財の次世代の担い手の育成が必要です。
- 市民の文化財への理解や保存に対する意識の高揚が必要です。
- 次世代へと文化財を引き継ぐため、未指定の文化財の把握と、計画的な整備や保存が必要です。
- 文化財のさらなる効果的な活用方法の検討が必要です。

主な取組方針

方針 1

歴史文化の保存・継承

- 継続性・一貫性のある保存・活用を推進するため、「文化財保存活用地域計画」の策定を行います。
- 未指定の文化財を含めた総合的な調査を実施し、状況を把握します。
- 地域や関係機関などと連携し、文化財の適切な保存・継承に努めます。
- 建造物、伝統行事、天然記念物など多種多様な文化財に関わる、次世代の担い手育成を進めます。

方針 2

文化財の活用・啓発

- 文化財施設での体験教室、文化財や郷土の偉人を紹介する企画展などを通して、市民が文化財への理解を深めるきっかけづくりと、市民が郷土の歴史を知り、郷土愛の醸成につながる取組を推進します。
- 文化財関係団体などと協働した活用事業を実施します。
- 歴史資産に対する認知度の向上のため、広報紙などを通じた文化財などの紹介を行ないます。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 文化財についての理解を深めます。
- 文化財施設の活用や事業などに積極的に参加します。



▲文化財サポーターとの協働による歴史体験教室



▲旧名手宿本陣(紀の川市名手市場)

スポーツの振興と環境の充実

目指す姿

生涯を通して全ての市民の暮らしの中にスポーツが定着し、健康で心身ともに元気に暮らすことができるまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
スポーツを週1日以上行っている市民(18歳以上)の割合	市民意識調査で「週1日はしている」と回答した市民(18歳以上)の割合で、市民のスポーツ・運動の取組状況を測る指標	33.1%	65.0%
「市のスポーツ教室のメニューやスポーツイベントは充実している」と思っている人の割合	市民意識調査で「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した市民の割合で、市が実施するスポーツ振興事業の充実度を図る指標	37.2%	50.0%
スポーツ施設の年間利用者数	市営スポーツ施設における年間利用者数の合計で、市民のスポーツ施設の利用状況を測る指標	295,460人 (2021年)	430,000人
スポーツイベントへの参加者数	桃源郷ハーフマラソンとスポーツフェスティバルの参加者数の合計で、市民の生涯スポーツに対する関心度と参加状況を測る指標	— (該当するイベントの中止)	4,500人

現状

- 本市においては、2019(平成31)年3月に「スポーツ推進計画」を策定し、「すべての市民が健康でいきいきと暮らせるまち」を実現するため、「市民1人1スポーツ」を合言葉に、生涯スポーツの推進を行っています。そうした中、2021(令和3)年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツへの興味や関心の高まりを、市民のスポーツ活動へとつなげる取組が重要です。
- 本市のスポーツ施設の利用者は、2019(令和元)年度までは年間40万人前後で推移していましたが、2020(令和2)年に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、2021(令和3)年度は、約30万人へと減少しました。そのため、感染防止対策を行いながら、スポーツ活動ができる機会の充実が求められています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「スポーツを週1回以上行っている人の割合」は33.1%で、日常的にスポーツ活動に取り組む市民は少なく、年代別に見ると20代～50代の割合が低くなっています。また、「スポーツ教室のメニューやイベントが充実していると回答した市民の割合」は37.2%となっており、スポーツ教室などの充実が求められています。
- 市民がスポーツ活動に取り組みやすい環境づくりと施設稼働率の向上を目指し、2022(令和4)年4月から市民体育館・市民プールを含む市民公園において指定管理者制度を導入しました。
- 合併自治体である本市では、合併以前に整備された用途や目的が重複しているスポーツ施設が存在しており、特に稼働率の低い施設は、今後のあり方を検討する必要があります。

主な取組

- 全スポーツ施設の照明LED化の実施 [2020(令和2)年度～]
- 市民公園への指定管理者制度の導入 [2022(令和4)年]
- スポーツ施設のオンライン予約システムの導入 [2022(令和4)年]

個別計画

- ・教育大綱 2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
- ・スポーツ推進計画 2019(令和元)年度～2028(令和10)年度
- ・生涯学習推進計画 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度

課題



- 日常的にスポーツを行っている市民が少ないため、スポーツ活動への関心を高める取組が必要です。
- スポーツ施設の老朽化が進んでいるため、適切な維持管理とともに、施設再編を含めた今後の施設のあり方についての検討が必要です。
- スポーツ振興のみならず、地域におけるコミュニティや世代間交流、中学校部活動の地域移行の担い手となる、指導者や総合型地域スポーツクラブの育成・支援が必要です。
- スポーツ施設の利用者数向上に向けた取組が必要です。

主な取組方針



方針 1

スポーツ推進体制の充実

- 「市民1人1スポーツ」を推進するため、スポーツ推進委員会をはじめとする人材の確保や資質向上を図ります。
- 地域におけるスポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどを展開していくため、また地域スポーツの担い手育成の観点からも、指導者や総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

方針 2

生涯を通じたスポーツ活動の推進

- 「紀の川市スポーツ推進計画」に基づき、生涯スポーツの振興を図ります。
- スポーツイベントや教室の開催を通して、市民が多種多様なスポーツに接する機会を提供します。
- 高度で専門的な施設と人材を有する日本体育大学とのスポーツ交流を行うことで、児童生徒のスポーツ活動への意識の高揚や指導者の専門的な知識・技術の習得支援を図ります。
- 地域のスポーツコーディネーターとして重要な役割を担っているスポーツ推進委員の育成・確保に努めます。

方針 3

スポーツ施設の充実と適切な管理

- 市民がいつでも安全・安心に活用できるよう、スポーツ施設の適切な維持管理を進めるとともに、施設再編を含めた今後の施設のあり方についての検討を進めます。
- 市民ニーズに応じたスポーツ施設の設備や備品の充実を図るとともに、障害のある方や高齢者にも、スポーツを身近に感じてもらえるような環境づくりに取り組みます。
- 指定管理者制度の導入など、民間のノウハウを活用した効率的・効果的な施設運営・管理を進めます。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 日常生活にスポーツを取り入れます。
- スポーツ施設を大切に使う意識・マナーを高めます。